

## ○横須賀いいね★エコ活動賞表彰要綱

### (総則)

第1条 市域における環境意識の向上と環境の保全、再生、活用等の活動(以下「環境活動」という。)の活性化を図り、将来にわたり普遍的に環境活動が行われることを目的として行う表彰については、この要綱の定めるところによる。

### (表彰の区分等)

第2条 環境活動について、顕著な功績があると認められる活動をしたものを、次に掲げる区分ごとに表彰する。

- (1) 一般の部 次号に該当しないもの
  - (2) 学校短期活動の部 小学校、中学校、高等学校、幼稚園(以下「学校」という。)、保育園又は認定こども園において、原則として1年以内の環境活動を行うもの
  - (3) 功労賞 この要綱(前号に掲げる学校短期活動の部を除く。)又は廃止前の横須賀ECO大賞表彰要綱(平成21年4月1日制定)の規定により表彰を受けた後4年を経過し、かつ、継続して環境活動を行っているもの
- 2 一般の部及び学校短期活動の部において、賞の名称は、功績等を表するものとする。
  - 3 一般の部及び功労賞の表彰は、隔年で実施し、功労賞の表彰は、一般の部の表彰の翌年に実施するものとする。
  - 4 学校短期活動の部の表彰は、毎年実施するものとする。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となるものは、本市内で活動する市民活動団体、学校、保育園、認定こども園、事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校短期活動の部の対象となるものは、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 本市内の学校、保育園又は認定こども園
  - (2) 前号に掲げる学校、保育園又は認定こども園における学年、学級、委員会、クラブ活動その他学校長又は園長が認める学校内又は園内のグループ
- 3 この要綱の規定により表彰を受けたことがあるものは、同一の環境活動については、同一の部の表彰を受けることはできないものとする。
  - 4 廃止前の横須賀ECO大賞表彰要綱の規定により表彰を受けたことがあるものは、同一の環境活動については、一般の部の表彰を受けることはできないものとする。
  - 5 功労賞受賞後、継続して活動している場合は、4年ごとに功労賞の対象とする。ただし、功労賞の受賞は3回までとする。

### (表彰対象者の公募)

第4条 市長は、一般の部及び学校短期活動の部の表彰を実施しようとするときは、表彰の

対象となるものを公募するものとする。この場合において、推薦は自薦、他薦は問わないこととする。ただし、他薦の場合にあっては、被推薦者の同意を得たうえで推薦するものとする。

(横須賀いいね★エコ活動賞選考委員会)

第 5 条 前条の規定により応募のあったものの内容を審査し、表彰の対象の選考に資するため、横須賀いいね★エコ活動賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第 6 条 委員会は、前条の審査を行った後、表彰の対象に関する意見を市長に述べるものとする。

第 7 条 委員会の委員は、5 人以内とする。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 環境政策担当部長

(2) 学校教育部長

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が指名する部長及び課長

第 8 条 委員会に委員長を置き、環境政策担当部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

第 9 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 10 条 前 2 条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(表彰の方法)

第 11 条 表彰は、表彰状を授与して行うものとし、市長が必要と認めるものには記念品等を授与することができる。

(表彰の時期)

第 12 条 表彰は、よこすか環境表彰式において行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(その他の事項)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、環境政策担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横須賀 ECO 大賞表彰要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。